

来年行われる税務署の確定申告や町の申告相談では、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、会場の入場制限などを行う予定です。

パソコンやスマートフォンをお持ちのかたは、自宅のできる確定申告の積極的なご利用をお願いします。

▶申告書の作成はこちらから

●国税庁ホームページへアクセス(申告書作成コーナー)



●申告書の作成方法を動画でチェック



※パソコン・スマホを使った申告は、会場内の混雑回避につながるほか、以下のメリットもあります！

- 自宅で24時間いつでも利用できます。
- 画面の案内に沿って入力すれば、自動計算されます。
- 還付申告の場合、e-Tax(申告方法①・②)なら早期に還付されます。
- スマホ申告は、スマホのカメラで源泉徴収票が自動入力されます。
- マイナポータル連携により、一部の所得控除などが自動入力されます。(マイナンバーカード方式の場合)
- 過去の申告データを利用して自動入力できます。
- 相談はチャットボットや電話でもできます。

問合せ 秩父税務署 ☎22-4433

固定資産税の届出・申告

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次に該当する場合は令和4年1月31日(月)までに必ず届出や申告をしてください。

- **土地の利用状況を変更したとき**
農地から宅地、山林から雑種地など、土地の利用状況を変更した場合。
- **家屋を新築・増改築したとき**
家屋とは住宅・店舗・物置・車庫などで、屋根と三方を囲う壁があり土地に定着したものをいいます。
- **家屋を取り壊したとき**
- **納税義務者に変更があったとき**
所有者が亡くなり相続登記が済んでいない場合。未登記家屋の所有者が変更になった場合。
- **償却資産の申告**
事業を営んでいるかたは、事業のために使用する償却資産(構築物や機械・器具・備品など)を申告する義務があります。



問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461